

## 研修テキスト補足説明（案）

### ●政治資金監査実施要領「領収書等の確認に当たっての留意事項」に関する補足説明

「一般の大法人」とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

## 研修テキスト補足説明（案）

### ●政治資金監査実施要領「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」に関する補足説明

政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは以下のとおり。

#### 1. 領収書への印紙の貼付漏れ

受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務づけられている印紙の貼付漏れを発見した場合。（印紙の貼付漏れは領収書の発行側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、監査において指摘することも想定される。）

#### 2. 人件費関係書類の不備

使用者に調製が義務づけられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合。

#### 3. 事務所の借料損料の取り扱い

会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合。